

機械設備・事業用車両など設備投資される中小企業の皆さまへ

産業活性化支援資金のご案内

この融資制度は・・・

工場や店舗の新築・増改築、機械設備、事業用車両の購入資金などを対象とした特定事業を行うために必要な設備資金融資制度です。

◆ ご利用いただける方

次の要件を満たしている中小企業者(個人・会社)です。

① 高崎市内に主たる事業所又は本店(事業実績のないものは除きます。)を有し、市内で引き続き1年以上同一の特定事業を営んでいる方

※「主たる事業所」…法人の市町村民税の確定申告書における課税標準の分割に関する明細書(第22号の2様式)で確認します。
明細書中の従業員割合が最も多いことが必要です。

② 営業許可・登録を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けた日から1年以上経過している方

③ 市税(市外在住の個人にあっては、当該居住地における市町村税を含みます。)を完納している方

■ **資金用途** : 特定事業を行うために必要な**設備資金**(土地取得資金は除きます。)
(市内に設置するものに限ります。)

◇店舗、工場等の新築・増改築・建替えに必要な資金

◇機械設備等の設置資金

◇事業用車両購入資金(原則として乗用車を除きます。)

◇情報の高度利用及び技術革新のためのハードウェア及びソフトウェア購入資金

■ **融資限度額** : 400万円(ハードウェア及びソフトウェア購入資金の場合は100万円)以上2億円以下

【別枠】労働環境設備資金 3,000万円

■ **融資期間** : 10年以内(融資後2年以内据置可)元金均等月賦償還

■ **利率** : 年**1.6%**以内(信用保証付は**1.2%**以内)

■ **担保・保証人** : 金融機関の定めるところによります。

■ **申請期間** : 年間随時(計画決定前、契約前に必ずご相談ください。)

■ **申請先** : 指定金融機関

◆ 事業の着手時期については、金融機関及び信用保証協会の定めに従ってください。

詳しいお問い合わせは・・・

高崎市指定金融機関、または高崎市商工観光部商工振興課金融担当(市庁舎13階)へ

☎ 027-321-1258(直通)

■ 申請に必要な書類（提出部数は1部） 添付書類は写しで結構です。

- ① 高崎市中小企業等振興資金融資確認書
(金融担当窓口、市ホームページ、指定金融機関で取得できます。)
- ② 【法人の場合】・決算書の写し(決算報告書の部分のみで結構です。)
・市町村民税の確定申告書(第20号様式)の写し
複数の市に事業所等を有する場合は、市町村民税の確定申告書における課税標準の分割に関する明細書(第22号の2様式)の写し
【個人の場合】 確定申告書の写し
- ③ 許認可等を要する業種はその許可書・認可書の写し
- ④ 見積書・カタログ・図面等
- ⑤ 事業所、設備設置場所等の案内図
- ⑥ その他市及び金融機関の指定する書類
(建築確認の確認済証の写し、賃貸借契約書の写し、地主・家主の承諾書など)

■ 融資の手順

